

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むに
がとそ
日る翌
の翌)

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの (保険課)
臨時種畜検査の実施 (畜産課)
- 都市計画事業の認可 (都市計画課)
- 過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の開始 (二件) (下水道課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◇ 公 告 平成六年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) の実施 (人事委員会 総務課)

告 示

鳥取県告示第六百九十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるものについて、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成六年政令第二百八十二号)第八条の規定による廃止前の療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機

関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
鈴木 和子	鳥国薬第九〇七号	平成六年九月十三日

鳥取県告示第六百九十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成六年十一月九日 午前十時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第六百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 三・三・二号河北中央公園

三 事業施行期間

平成六年十月十一日から平成十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 倉吉市福庭字前河原及び字上前河原

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百九十八号

過疎地域活性化特別措置法(平成二年三月法律第十五号)第十四条の二第一項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うので、同法第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 公共下水道の名称

八東町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域

内容	区 域
幹線管渠	八頭郡八東町大字北山字林崎及び字下林崎、大字重枝字藪ノ下、字前田及び字西開地並びに大字徳丸字向高下、字谷川土居、字六反畑、字中土居、字荒神ノ元、字向イ田、字中前田及び字岸ノ前の各一部
終末処理場	八頭郡八東町大字徳丸字前田の一部
三 工事開始の日 平成六年十月十一日	
鳥取県告示第六百九十九号	
過疎地域活性化特別措置法(平成二年三月法律第十五号)第十四条の二第一項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うので、同法第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。 平成六年十月十一日 鳥取県知事 西 尾 邑 次	
一 公共下水道の名称	
日野町特定環境保全公共下水道	
二 工事の内容及び区域	
内容	区 域
幹線管渠	日野郡日野町舟場字薬師堂ノマエ、字竹ノソヘ、字夏河原尻仲田通り、字宮ノ下モ道下タフケ田、字ヨコヤノマエ、字門田道ノ上ミ、字寺中、字間地殿ノ前及び字横小路ノ前、根雨字舟場河原、字土手ノ下モ、字寺田、字畦高、字寺ノ前、字郷ノ木、字柿木田、字権現ノ前、字上ミ郷ノ木、字屋敷、字屋敷小路上、字町後口、字天王河原、字ヨソコエ及び字天王並びに野田字原長畑ケ、字鶴ノ子ノ上ヘ大道ノ内、

字御崎ノ下モ道下タ、字御崎ノ回り、字仲田通り、字井手先岸下タ、字屋敷田、字大屋敷、字マブノ下モ道下タ及び字マブノ上エの各一部
 日野郡日野町舟場字下ケ市の一部

三 工事開始の日
 平成六年十月十一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十月十一日

鳥取県公安委員会委員長 本 倣

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	アラボードラゴン	株式会社平和
〃	ジュラ物語2	〃
〃	タートルナイト2	〃

〃	トランシルチャンス7	株式会社三洋物産
〃	アリンギヤルズII	〃
〃	CRアリンギヤルズ2	〃
〃	アリンギヤルズ7	〃
〃	CRトランシルチャンス2	〃
〃	CRホールボジョニ	株式会社三共
〃	CRF・ネプチューン	〃
〃	ダンスクイーン	ナルホン工業株式会社
〃	スパイ大作戦	〃
〃	CR怪盗ルビン	〃
〃	ドラゴンエースIII	日活興業株式会社

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成6年10月11日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

- 1 試験の名称
平成6年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	2名

(注) 採用予定者数については、今後の状況により増減する場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部に勤務し、庶務事務、経理事務等の一般行政事務に従事する行政職給料表1級程度の職員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額134,900円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
受験資格は、次の(1)から(5)のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
- (1) 昭和40年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、その障害の程度が1級から4級である者として記載されている者
- (3) 自力により通勤することができる者で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能である者
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (5) 口頭による面接に対応できる者

6 第一次試験

- (1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）及び作文試験

(2) 試験の期日

平成6年11月13日(日)

(3) 試験の場所

鳥取県立公文書館

鳥取市尚徳町101

鳥取県中部総合事務所

倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所

米子市糺町一丁目160

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成6年12月8日(木)

(3) 試験の場所

鳥取県庁

鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成6年11月25日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板に掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成6年12月20日(火)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命

権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成7年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成6年10月14日(金)から同年11月4日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成6年11月4日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。